

議案第21号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項後段中「、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの」を削り、「総額は」の次に「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ」を、「額を」の次に「合算して得た額を」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。